

## 下北風力発電事業に係る計画段階配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、青森県むつ市、下北郡東通村、上北郡横浜町、上北郡六ヶ所村において、最大で総出力 130,000kW 程度の風力発電所を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものであるが、騒音による生活環境への影響、土地改変による動植物や生態系への影響、景観への影響等が生じることもあり、個々の事業の計画及び実施に際しては、環境配慮が必要とされる。本事業は、現時点では、系統連系への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用しようとするものであり、自然環境や景観の保全と地域自然エネルギーの利活用を調和させ、地域資源を損なうことなく、地域振興にも資するものとなることが望ましい。一方、事業実施想定区域は下北丘陵の主脈及び支脈に南北 13km にわたり設定されており、区域内には、水源のかん養、土砂の流出防備及び土砂崩壊防備を目的とする保安林、ブナ、ヒノキアスナロ等が優占する自然度の高い森林、林齢の高い森林、風衝に位置する更新困難地、人と自然との触れ合いの活動の場等も存在している。また、事業実施想定区域の尾根筋には、北部の一部区域を除いて、風力発電設備の設置の際に活用できる南北方向の既存道路が存在しない。このため、当該区域において本事業を実施する場合には、取付道路の敷設等のため、新たに相当規模の森林の伐採と地形改変を伴うことが想定され、これら自然度の高い森林とその生態系の直接改変が懸念されるほか、閉鎖した森林が伐開され卓越風や低温に晒されることによる林縁部の劣化、地形改変や発生土による河川源流部の水環境や動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域及びその周辺においては、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛禽類等の重要な動物の生息やイブリハナワラビ、ムラサキ等の重要な植物の生育が確認されており、本事業の実施に伴うこれら動植物への重大な影響が懸念される。

この他、事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が設置済又は環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等の検討が必要である。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書に記載すること。

## 1. 対象事業実施区域の設定

- (1) 事業実施想定区域は下北丘陵の主脈及び支脈に南北 13km にわたり設定されており、今後、区域設定に際して自然環境の保全について考慮する必要があることから、対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。

(2) 事業実施想定区域には、水源のかん養、土砂の流出防備及び干害の防備を目的として指定されている保安林並びに自然環境保全基礎調査の植生区分が「ブナクラス域自然植生」及び「ブナクラス域代償植生のうち植生自然度の高いブナ・ミズナラ群落」となっている区域が尾根筋を中心にまとまって広く分布しているほか、本事業に活用可能な既存道路が存在しない区域、起伏のある地形となっている区域及び森林更新が困難な風衝地も存在している。特に、事業実施想定区域の南部においては、ブナ・ミズナラ群落が自然植生と連続的に分布している。これらのことから、尾根筋周辺の森林を伐開し地形を改変した場合には、直接改変による森林及び生態系の消失が想定されるほか、閉鎖した森林が伐開され卓越風や低温にさらされることによる林縁部の劣化等の自然環境への影響が生じるおそれがある。また、自然度の高い植生、尾根筋、沢筋、風衝地等の生態系は、生物多様性の保全上重要かつ壊れやすく回復が困難なところである。

したがって、今後の方法書以降の手続きにおける現地調査及び予測結果を踏まえた上で、準備書における対象事業実施区域の設定に当たっては、自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」の区域、尾根筋やその周辺における「代償植生」のうち自然度の高いブナ・ミズナラ群落等の区域及び既存道路が存在せず、これらの区域等を改変しない限り風力発電設備等が設置できない区域については除外すること。

これらの考え方を踏まえ、原則として、事業実施想定区域の南冷水林道南端以南は除外すること。なお、植生に係る現地調査を行う場合は、十分な調査を行い、その結果を踏まえた予測及び評価を準備書に記載すること。調査に当たっては、第7回自然環境保全基礎調査の植生調査と同等以上の調査を行うこと。

また、上記以外の公益的機能の発揮が特に必要な区域、既存道路が存在しない区域、急峻な尾根筋や起伏のある地形となっている区域についても、極力除外すること。

さらに、事業実施想定区域に存在する河川の源流部についても、事業実施により土砂や濁水の流入による水質や水生生物の生息環境への影響が懸念されることから、極力除外すること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類について

事業実施想定区域及びその周辺においては、既存資料や文献においてイヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛禽類の生息が確認されている。このため、風力発電設備への衝突事故等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。

また、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省自然環境局)の考え方も踏まえて行うこと。

## ( 2 ) 水生生物について

本事業の実施により、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

## ( 3 ) 植物について

事業実施想定区域において、イブリハナワラビ、ムラサキ等の重要な植物の主要な生育環境及び重要な植物群落であるチシマザサ - ブナ群落、ブナ - ヒノキアスナロ群落等が存在しており、重要な植物及び植物群落への影響が懸念される。このため、重要な植物に対する重大な影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な植物種に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。

南冷水林道南端以北の区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路や平坦な無立木地等を活用することにより、新たな森林の伐開と地形改変を回避又は極力低減すること。なお、現地調査の結果に基づき、除外すべき区域(「自然植生」の区域、尾根筋やその周辺における「代償植生」のうち自然度の高い植生となっている植生であるブナ - ミズナラ群落等の区域及び既存道路が存在せず、これらの区域等を改変しない限り風力発電設備等が設置できない区域)を除いた区域において、新たに風力発電設備等の配置等の検討に当たる場合も、同様とすること。

また、南冷水林道南端以北の区域の尾根筋は、既に、これまで的人為的改変と強風の影響等により森林の更新が阻害され疎林状態となっていることから、今後の事業の検討に際しては、森林管理者とも十分に調整し、裸地化の防止及び森林の健全化に十分に配慮すること。

上記の 1 .( 2 ) 並びに 2 .( 3 ) 及び により、重要な植物種及びその生育地への影響を回避又は十分に低減できない場合は、基数の大幅削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## ( 4 ) 生態系について

事業実施想定区域には、自然植生やブナクラス代償植生のうち植生自然度が高いブナ - ミズナラ群落、保安林に指定された森林、国有林において自然維持を目的とした機能類型の森林等が、主に尾根筋にまとまって存在するほか、起伏のある地形となっている区域や森林更新が困難な風衝地も存在している。尾根筋や沢筋の生態系は生物多様性の保全上重要であり、壊れやすく、回復が困難でもあることから、 2 .( 3 ) と同様とすること。

上記の1.(2)及び2.(4)により、生態系への影響を回避又は十分に低減できない場合は、基数の大幅削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 発生土について

本事業の実施に当たっては、既存道路の拡幅、取付道路の敷設、尾根筋の改変等に伴う発生土による自然環境への影響が懸念される。このため、既存道路の拡幅面積の最小化や既存道路の有効活用による道路新設の最小化、起伏のある尾根筋の改変を回避すること等により、発生土量を抑制するよう計画すること。また、土量収支の均衡に努め、残土については、場外処分場へ搬出することを基本とすること。

3. その他

(1) 事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が設置済又は環境影響評価手続中であることから、これら風力発電設備等のうち本事業との累積的な影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ本事業との累積的な影響について予測及び評価をすること。

(2) 方法書以降の図書において、本事業における配慮事項を明らかにするとともに、環境保全の配慮に係る検討経緯及びその内容並びに、より熟度の高い予測及び評価、環境保全措置の検討等についても明らかにすること。なお、今後の配慮書の作成に当たっては、環境影響評価法及び関係する政省令等に沿って、計画段階配慮事項ごとに十分な調査、予測及び評価の結果を記載すること。